座介発第１０７号

令和２年４月２３日

地域密着型サービス事業所　管理者　様

座間市長　遠　藤　三紀夫

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る指定地域密着型サービス事業所が実施する運営

推進会議等の対応方針について（通知）

　日頃より、座間市の保健福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の運営推進会議等について令和２年２月２８日付で延期や中止等の対応を依頼させていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症の最新の状況等を踏まえ、当面の間、本市としての対応を次のとおりとさせていただきます。

【共通】

1. 感染症に係る予防対策の観点から、運営推進会議、又は介護・医療連携推進会議の開催に当たり、書面会議での実施を認めるものとします。
2. 各会議の実施報告書には、可能な範囲で利用者の方の利用状況がわかる写真の添付をお願いいたします。

※個人情報の保護に配慮するため、運営推進会議等構成員への配布資料に写真の添付は不要です。

1. 既に開催を延期又は中止した令和元年度の会議については、延期又は中止した旨の報告書及び、その際に配布予定だった資料の提出をもって令和元年度の開催回数としてみなします。なお、資料作成前に開催を中止した事業所については、報告予定だった内容を報告書に記載してください。

【小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

1. 運営推進会議、又は介護・医療連携推進会議での外部評価が義務付けられているサービスについては、代替措置（※）により外部評価の実施を認めるものとします。
2. 令和元年度に延期又は中止等した事業所については、令和２年度の９月末日までに代替措置による外部評価を実施した場合、令和元年度に外部評価を実施したものとみなします。

（※）代替措置例

運営推進会議構成員等からの外部評価について、書面にて回答をもらう他、必要に応じて電話及びメール等でやりとりする。

なお、個人情報が記載された書類を使用する際には、氏名等を黒塗りにするなど、個人情報の保護に配慮した対応をお願いいたします。

（事務担当）座間市　介護保険課　事業者支援係

電　話：０４６－２５２－８０７７